

大 阪 市 立 斎 場
整 備 事 業 基 本 構 想

令 和 3 年 6 月

大 阪 市 環 境 局

目 次

はじめに

I. 斎場の現状 P3

1. 斎場の役割
2. 斎場の設置及び更新の経過
3. 斎場の稼働状況
4. 斎場の配置
5. 火葬件数の推移

II. 斎場整備の必要性と整備計画 P12

1. 将来人口の予測
2. 火葬件数増に伴う受入能力（火葬炉数）の不足
3. 建屋の老朽化状況
4. 設備の老朽化状況及びニーズへの対応
5. 大規模災害への対応
6. 火葬需要の季節変動
7. 斎場整備の方針

III. 斎場整備の考え方 P19

1. 斎場整備の基本的な考え方
2. 整備方針
3. 施設構成
4. 各部門の計画
 - (1)火葬部門
 - (2)待合部門
 - (3)告別部門、式場部門

- (4)管理部門
- (5)駐車場
- (6)緑化部分等
- (7)施設内の動線計画
- 5. 環境目標
- 6. 総括

IV. 小林斎場整備事業基本構想 P25

- 1. 整備手法
- 2. 斎場の規模
 - (1)火葬炉数
 - 1) 年間火葬受入想定件数
 - 2) 過去実績における月別の繁閑
 - 3) ピーク年度における最繁忙月に対応できる炉数
 - (2)火葬タイムテーブル
 - (3)駐車可能台数
- 3. 火葬炉
 - (1)火葬炉設備の概要
 - (2)火葬炉の燃焼形式
 - (3)火葬炉の燃料選定
 - (4)公害防止設備
 - (5)配置の考え方
- 4. 事業手法
 - (1)事業手法の考察
 - (2)官民連携による事業手法
 - 1) PFI 手法
 - 2) PFI 手法以外の手法
 - (3)他都市等における斎場整備事業事例
- 5. 事業スケジュール等

はじめに

本市では、市内に市立斎場として5つの斎場（瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場）を設けており、これまで、年々増加する火葬需要及び老朽化対応のため、各斎場の整備・更新を順次行ってきたところです。

今後、人口減少及び行政へのニーズの多様化という傾向があり、本市の財政状況はますます厳しくなることが予想される中、いずれの斎場も築年数の経過に伴い、施設の老朽化が進行しています。

また、高齢化の進展に伴う死亡率の遡増によって、火葬件数は今後ますます増加することが予想され、現行の火葬炉数及び運営体制のままでは、今後増加する将来火葬需要に対応することが困難な状態となります。

斎場は、故人への最後のお別れを厳粛に行う場として、あらゆる人の利用に供される必要不可欠な施設です。今後も安定した火葬業務を継続的に進めていくため、本市において計画的かつ今後考えられ得る社会変化へも適応できるよう、斎場整備を進めていく必要があります。

昨年より国内で感染が確認されている新型コロナウイルス感染症については、その感染力が非常に強く、いわゆる「3つの密（密集、密接、密閉）」を避け、新しい生活様式を実践する等、感染拡大防止に適切な対応が求められるとともに、今後、ポストコロナ時代を見据えた各種政策の検討が必要とされているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬については、人との接触をできるだけ避けるため、通常の火葬業務終了後に別途対応しています。

今後、新しく整備する斎場においては、そうした事態にも対応できるよう、平時から火葬執行に伴うルート（動線）を複数保持したり、先に述べた「3つの密（密集、密接、密閉）」回避のため、ゆったりとした間隔を設けるといった観点も取り入れていきます。

この「大阪市立斎場整備事業基本構想」は、本項目における「Ⅰ. 斎場の現状」及び「Ⅱ. 斎場整備の必要性と整備計画」で、市立斎場として現在抱える課題及び今後の人口推移や火葬件数の動向、市立斎場整備計画等を、「Ⅲ. 斎場整備の考え方」の項目で、斎場整備の考え方をそれぞれ示しています。

これらを踏まえ、斎場の中でも特に老朽化が進行しており、喫緊で整備する必要のある小林斎場について、「IV. 小林斎場整備事業基本構想」で整備時期やスケジュール、建設及び竣工後の運営手法について等、今後の進め方全般にあたっての考え等を取りまとめたものです。

今後、この基本構想をもとに、将来にわたり安定的な斎場運営を行うことを目的として、詳細な調査や実施方針の策定等を進めていく予定です。

<注>

本書の 11 ページ、14 ページ、18 ページ、28 ページ及び 44 ページ表中におけるアルファベットについては、次の元号を表しています

H：平成

R：令和

I . 齋場の現状

1. 斎場の役割

斎場の経営主体については旧厚生省通知（昭和 43 年 4 月 5 日付 環衛第 8058 号）により、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところであり、その経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならない」とされています。

また、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）第 13 条においては、「墓地、納骨堂及び火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない」とされており、これらに示されるように斎場は高い公共性及び公益性を有し、継続的かつ安定的に市民等の利用に供されるべき施設です。

2. 斎場の設置及び更新の経過

本市の斎場については、明治 40(1907)年における民間火葬場の買収に始まり、その後統廃合を経て、現在では市内に 5 つの市立斎場を設け、市民及び周辺住民等の利用に供しています。

これまで、年々増加する火葬需要への対応と環境対策設備の高度化を図るため、老朽化の著しい斎場について順次施設の整備・更新を実施してきており、近年では平成 13(2001)年に北斎場、平成 18(2006)年には鶴見斎場の建替え整備を順次行ってきました。

また、小林斎場については平成 5 (1993)年に、瓜破斎場については平成 8 (1996)年に火葬炉等設備の入替等を実施（既存の建屋は継続して使用）しています。

3. 斎場の稼働状況

本市では、市内に市立斎場として 5 つの斎場（瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場）を設けており、大阪市立斎場条例第 3 条において休場日を 1 月 1 日と定め、その他の日においては全日、火葬を行っています。

各斎場における概要は、次のとおりとなります。

< 瓜破斎場 >

住所	平野区瓜破東 4 丁目 4 番 146 号
開設年月	昭和 32(1957)年 4 月
改修年月 (前回)	平成 8 (1996)年 3 月
敷地面積	30,274 m ²
建築面積	5,604.55 m ²
延床面積	4,274.82 m ²
建物構造	平屋建 鉄筋コンクリート造
火葬炉数	30 炉
公害防止設備	再燃焼炉 サイクロン式集塵装置 触媒装置
火葬炉使用燃料	都市ガス
式場数	1 室
駐車場	普通車 97 台 バス 9 台
火葬件数	42 件/日
遺体預り件数	3 件/日

